

## 大和市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（逐条解説）

（趣旨）

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第25条の規定に基づき、消防団員で非常勤のものが退職した場合におけるその者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に対する退職報償金の支給について必要な事項を定めるものとする。

【解説】

- ・ 消防団員が長年勤務し退職した場合には、その労苦に報いるため退職報償金を支給します。退職報償金の支給内容については、消防組織法により条例で定めることとされています。

（退職報償金の支給額）

第2条 退職報償金は、非常勤消防団員として5年以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じて消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行例（昭和31年政令第346号）別表（備考を除く。）に掲げる額を支給する。

【解説】

- ・ 退職報償金の支給は、5年以上勤務した非常勤消防団員が対象となり、支給額は消防団員としての階級と勤続年数に応じて定めており、「消防団員等公務災害補償等責任共済に関する法律施行例」（政令）に準拠しています。

（退職報償金の支給基礎となる階級）

第3条 階級は、退職した日にその者が属していた階級とする。ただし、その階級及びその階級より上位の階級に属していた期間が1年に満たないときは、その階級（団員を除く。）の直近下位の階級とし、退職した日にその者が属していた階級より上位の階級に属していた期間が1年以上あるときは、規則で定める階級とする。

【解説】

- ・ 本条は、階級及び勤続年数の取扱いについて定めています。
- ・ 支給基礎となる階級は退職時の階級となりますが、当該階級でいた期間が1年未満のときは、直近下位の階級（団員の場合は除きます）とし、退職時の階級より上の階級でいた期間が1年以上あった場合は、最も上位の階級から順次その在職期間を合算し、在職期間の合計が初めて1年以上となる場合の最後に合算した期間に係る階級となります。

（勤務年数の算定）

第4条 勤務年数については、その者が非常勤消防団員として勤務していた期間を合算するものとする。ただし、既に退職報償金の支給を受けた場合におけるその基礎とされた期間及び再び非常勤消防団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの期間が1年に満たない場合における当該期間についてはこの限りでない。

2 前項の勤務年数の計算は、非常勤消防団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、退職した日の属する月と再び非常勤消防団員となった日の属する月が同じ月である場合には、その月は、後の就職にかかる勤務年数には算入しない。

**【解説】**

- ・本条は退職報償金の支給対象となる、勤務年数を定めたものです。
- ・勤務年数とは、非常勤消防団員として勤務していた期間を合算するものです。ただし、既に退職報償金の支給を受けた場合は、その時の支給対象勤務年数を足すことはできません。また、再び非常勤消防団員となった月から退職した月までの期間が1年に満たない場合も足すことはできません。
- ・前項の勤務年数の計算は、非常勤消防団員となった月から退職した月までの月数とします。ただし、退職した月と再び非常勤消防団員になった月が同じ月の場合は、その月は勤務年数に足すことはできず、翌月からの計算となります。

第4条の2 非常勤消防団員が一定期間勤務しなかったことが明白である場合には、その期間は、勤務年数に算入しない。

**【解説】**

- ・非常勤消防団員が、出張等で一旦消防団を退職し、数か月後居住地に帰住し復職した場合等、一定期間勤務しなかったことが明らかな場合には、勤務しなかった期間は支給の基礎となる期間には足すことはできません。

(遺族の範囲)

第5条 退職報償金の支給を受けることができる非常勤消防団員の遺族は、次に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、非常勤消防団員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で非常勤消防団員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
- (3) 前号に該当しない子及び父母

- 2 前項に掲げる者の退職報償金の支給を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順位により、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 退職報償金の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合においては、その人数により等分して支給するものとする。

**【解説】**

- ・本条は消防団員が死亡したことにより、退職報償金の支給を受けることができる遺族とその順位について定めたものです。

(遺族からの排除)

第5条の2 次に掲げる者は、退職報償金の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 非常勤消防団員を故意に死亡させた者
- (2) 非常勤消防団員の死亡前に、当該非常勤消防団員の死亡によって退職報償金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

**【解説】**

- ・本条は退職報償金の支給を受けることができない遺族について定めたものです。

(退職報償金支給の制限)

第6条 退職報償金は、第2条に規定する者が次の各号のいずれかに該当する者である場合には、支給しない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (2) 懲戒免職者又はこれに準ずる処分を受けて退職した者
- (3) 停職処分を受けたことにより退職した者
- (4) 勤務成績が特に不良であった者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、退職報償金を支給することが不相当と認められる者

**【解説】**

- ・本条は退職報償金が支給される者の制限を定めたものです。
- ・「禁錮以上の刑に処せられた者」とは、消防団員任命以後に禁錮以上の刑に処せられた者をいいます。
- ・「勤務年数が特に不良であった者」とは、例えば年間の出勤回数（訓練を含む）が3分の1以下であるような者をいいます。

(退職報償金支給の時期)

第7条 退職報償金は、非常勤消防団員が退職したとき支給する。ただし、特別の事情があるときは、これによらないことができる。

【解説】

- ・本条は退職報償金を支給する時期を定めたものです。
- ・「特別な事情があるとき」とは、退職報償金に要する経費について、市の予算措置が遅れたような場合をいいます。

(支給手続)

第8条 退職報償金の支給について必要な事項は別に定める。

【解説】

- ・本条は退職報償金の支給について定めたものです。
- ・退職報償金の支給については、「大和市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例施行規則」で定めています。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

【解説】

- ・この条例の施行について必要な事項は、「大和市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例施行規則」で定めています。

附則

この条例は、公布の日から施行し、昭和39年4月1日以降において退職した非常勤消防団員について適用する。

附則（昭和43年条例第14号）

(施行期日)

第1条 この条例は公布の日から施行する。

(退職報償金の支給基礎となる階級に関する経過措置)

第2条 改正後の大和市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）第3条の規定は、昭和42年4月1日以後において退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

(退職報償金に係る勤務年数の算定に関する経過措置)

第3条 新条例第4条の規定は、昭和42年9月7日以後において退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

附則(昭和43年条例第30号)

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(別表の適用)

第2条 改正後の大和市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(以下「新条例」という。)別表の規定は、昭和43年4月1日以後に退職した非常勤消防団員(次条において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。)について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

(退職報償金の経過措置)

第3条 昭和43年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の大和市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金の額は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

附則(昭和49年条例第38号)

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

第2条 改正後の大和市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、昭和49年4月1日以後に退職した非常勤消防団員(次条において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。)について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

第3条 昭和49年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の大和市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金の額は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

附則(昭和50年条例第27号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の大和市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、昭和50年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 昭和50年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の大和市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

附則（昭和51年条例第34条）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の大和市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、昭和51年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 昭和51年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の大和市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

附則（昭和52年条例第28号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の大和市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、昭和52年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 昭和52年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の大和市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

附則（昭和53年条例第25号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の大和市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）

別表の規定は、昭和53年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

- 3 昭和53年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の大和市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

附則（昭和54年条例第24号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の大和市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定は、昭和54年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

附則（昭和55年条例第20号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の大和市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、昭和55年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 昭和55年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の大和市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

附則（昭和57年条例第19号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の大和市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）第5条第1項及び第2項並びに別表の規定は、昭和57年4月1日以後に非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 昭和57年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の大和市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関

する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

附則（昭和61年条例第27号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の大和市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、昭和61年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 昭和61年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の大和市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

附則（昭和63年条例第28号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の大和市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）第3条の規定は、昭和63年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 3 新条例第3条の規定は、適用日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 4 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の大和市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例の規定に基づく退職報償金の内払とみなす。

附則（平成元年条例第23号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の大和市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成元年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成元年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の大和市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する

る条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

附則（平成3年条例第17号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の大和市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成3年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成3年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の大和市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

附則（平成4年条例第23号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の大和市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成4年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成4年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の大和市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

附則（平成5年条例第29号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の大和市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成5年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成5年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の大和市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

附則（平成6年条例第17号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の大和市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成6年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成6年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の大和市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

附則（平成7年条例第9号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の大和市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成7年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の大和市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

附則（平成8年条例第21号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の大和市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成8年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成8年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の大和市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

附則（平成9年条例第14号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の大和市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成9年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成9年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の大和市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

附則（平成10年条例第15号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の大和市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成10年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成10年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の大和市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

附則（平成11年条例第22号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の大和市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成11年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成11年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の大和市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

附則（平成12年条例第17号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の大和市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成12年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成12年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の大和市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

附則（平成13年条例第8号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の大和市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成13年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成13年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の大和市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

附則（平成14年条例第23号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の大和市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成14年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成14年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の大和市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

附則（平成15年条例第17号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の大和市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）

別表の規定は、平成15年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

- 3 平成15年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の大和市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

附則（平成16年条例第7号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成18年条例第20号）抄

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

**【解説】**

- ・ この条例は昭和39年7月1日に公布され施行されましたが、その後何度かの改正を経て今日に至っています。